

民事調停申立書

平成21年3月9日

(本文のみ)

第1 申立の趣旨

- 1 相手方京浜急行電鉄株式会社（以下、「相手方京浜急行」という。）は、神奈川県三浦市初声町三戸地区に予定している「(仮称)三浦市三戸地区発生土処分場建設事業」（以下、「本件事業」という。）を見直すこと
- 2 相手方三浦市、同神奈川県、同国は、相手方京浜急行が予定している本件事業の対象地（別紙対象地目録参照。以下、「本件対象地」という。）について、詳細な自然環境調査を実施するとともに、適切な保全の措置を講じること

第2 紛争の要点

1 当事者について

- (1) 申立人天白牧夫は、日本大学生物資源科学部に在籍して、両生爬虫類相と環境との関係をテーマとして研究している大学生であり、申立人宇田川麻衣は、日本大学生物資源科学部に在籍して、ネズミ類の生物地理学的生態をテーマとして研究している大学生であり、申立人芦澤淳は、東京海洋大学大学院に在籍して、外来水生生物の防除をテーマとして研究している大学院生である。

以上、三名は、いずれも、それぞれの研究テーマに関連して本件対象地とその周辺域を調査する中で、その驚嘆すべき自然環境に気付いて、何とかこれを保全したいとの純粋な思いから本件調停を提起したものである。

- (2) 申立人三浦・三戸自然環境保全連絡会は、上述した学生らの呼びかけに応じて本件事業対象地の適切な保全を目的として結成された専門学術研究者らを中心とする法人格なき団体であり、構成員は別紙のとおりで

ある。

(3) 相手方について

相手方京浜急行は、本件事業の事業者および対象地の地権者である。また、相手方三浦市は対象地が存在する地方自治体であり、相手方神奈川県は対象地が存在する地方自治体であるとともに本件事業に関する許認可権者である。さらに、相手方国は、都道府県を越えた国家レベルで生物多様性の保全について政策立案し、これを効果的に実行すべき責務を負う主体である（生物多様性基本法参照）。

2 本件事業について

(1) 本件事業の概要

本件事業は、建設工事に伴い副次的に発生する土砂を受け入れる処分場を建設するものとして計画されている事業である。わかり易く言えば、本件事業は、本件対象地を残土処分場として利用すべく計画された事業であり、約7.5年に渡り、約220万立方メートルの残土を受け入れて、本件対象地を埋めてしまうというものである。

本件対象地は、神奈川県三浦市初声町三戸40番他に位置する25.0haの土地で、位置関係は、別紙対象地目録添付の図面及び写真のとおりである。

なお、本件対象地は、将来、土地区画整理事業を経て宅地化されることが予定されている。

(2) 本件事業の経緯と進捗状況

本件事業の対象区域は、昭和40年代から土地利用のあり方を検討されてきた「三浦市三戸・小網代地区(160ha)」の中に位置する。三戸・小網代地区における開発および整備については、平成7年に相手方京浜急行、同三浦市、同神奈川県の3者で調整し、次の5つの土地利用計画に沿って事業が行われることとなった。

- ①農地造成区域(約 40ha)
- ②三戸地区宅地開発区域(約 50ha)
- ③保全区域・小網代地区(約 70ha)
- ④都市計画道路西海岸線
- ⑤鉄道延伸区域

本件事業について、事業者は上記②における土地区画整理事業の基盤整備事業として位置づけている。この5つの土地利用計画には、本件事業のことは触れられておらず、その後、どういう経緯か詳細は不明であるが、②の区域内のおよそ半分の面積を対象地として、相手方京浜急行から本件事業計画が立案された。

現在、事業実施に向け、神奈川県環境影響評価条例に基づく環境影響予測評価を実施中であり、予測評価書案の審議が行なわれている。ちなみに、神奈川県環境影響評価審査会が直近では平成21年2月17日に開催されて、次回の開催は平成21年3月23日に予定されている。

3 本件事業の対象地について

(1) 本件対象地の地形と過去の利用状況

本件対象地は神奈川県内の平地性湿地としては最大規模である。かつては谷戸田として耕作され農村環境を形成してきたが、相手方京浜急行が土地を取得し、耕作は放棄されている。豊富な地下水と緩傾斜から、植生の遷移が進行せず、現在まで奇跡的に良好な湿地環境が維持されてきた。

(2) 本件対象地の自然と特殊性 (別紙写真参照)

ア 本件対象地はその環境特性から、多くの絶滅危惧種の生息地となっている。夏にはホタルが乱舞し、メダカの泳ぐ小川、広大なハンゲショウの湿原が見られる。

申立人らの調査では、本件事業における環境影響予測評価書案に示され

た絶滅危惧種（別紙一覧表参照）以外のものも含めて、サラサヤンマ（県・絶滅危惧 IB 類）、メダカ（県・絶滅危惧 IA 類）、オオルリ（県・繁殖期準絶滅危惧種）、キンラン（国・絶滅危惧 II 類）、カワモズク属の一種（国・準絶滅危惧種または絶滅危惧 II 類）、オオタカ（国・絶滅危惧 II 類）、ニホンアカガエル（県・絶滅危惧 II 類）、イタチ（県・準絶滅危惧種）、ヘイケボタル（県・準絶滅危惧種）などの希少な動植物が確認された。これらのうち、メダカ、シマゲンゴロウ、カワモズク属の一種については、本件対象地が三浦半島での最後の生息地である。

イ 本件対象地は、まったく人の手による管理を得ることなく、年間を通じて安定した湿地環境を維持し、上記のような希少な生き物をはじめとする多様な生き物を育てている。この状況は、本件対象地を流れる北川の下流域が農地造成によって暗渠となった今日でもほとんど変わらない。このことは、県内に残る貴重な森として近郊緑地保全地域に指定された「小網代の森」の乾燥化が進んで、まさに県内から自然状態での湿地環境が完全に消え去ろうとしている現状に鑑みても、その希少性は際立っている。

本件対象地では、人が入りにくい地形上の特殊性などから、首都近郊であるにもかかわらず、人の手による改変をまぬがれ、とうの昔に姿を消したと思われていた数多の生き物が人知れずその命を繋いでいたのである。本件対象地は、まさに「奇跡の谷戸」であり、それ自体が自然の博物館ともいべき存在である。

ウ ところが、残念ながら、相手方京浜急行が環境アセスメント手続において提出した環境影響予測評価書案および見解書には、以上のような本件対象地の自然と特殊性が正しく記載されていない。これは、事業者であり地権者である相手方京浜急行が、本件対象地の真の価値を知らないまま本件事業計画を立案し実施しようとしていることを意味する。よっ

て、相手方京浜急行に本件対象地の真の価値を知っていただきたく、敢えて、以下に環境影響予測評価書案および見解書の問題点を指摘する。

(3) 相手方京浜急行の環境影響予測評価書案および見解書の問題点

評価書案に示された調査結果は以下のとおり、当該地域の現況を十分に把握するに至っておらず、基づく予測評価、保全対策にしても不適切な内容となっている。すなわち、

ア 記載種の問題としては、フクロウ（県・繁殖期準絶滅危惧種）、ホトトギス（貴重種リスト二級種）、キセキレイ（県・繁殖期減少種）、アカハラ（県・繁殖期減少種）、オオルリ（県・繁殖期準絶滅危惧種）など、実施区域内で普通に観察される種に記録漏れがみられ、希少種を意図的に除外したかのような危惧も感じられる。哺乳類、両生爬虫類、昆虫、甲殻類、植物でも同様の不備が認められた。

イ また、予測評価では、実際は生息しているフクロウ（県・繁殖期準絶滅危惧種）やアカハラ（貴重種リスト二級種）などを「事業実施区域は本種の生活圏外であると考えられ、影響はないと考えられる。」と断定し、また、三戸地区では事業実施区域だけにまとまった繁殖地があるニホンアカガエル（県・絶滅危惧Ⅱ類）やサラサヤンマ（県・絶滅危惧ⅠB類）などを「本種の生息適地と考えられる生息環境は、実施区域周辺にも広く存在する」と断定しており、事業による環境への影響が適切に予測されておらず、事業実施による環境への影響が実際より明らかに低く見積もられている。同様の問題は他の動物や植物に対しても見られる。

ウ さらに、環境保全対策については、明確に記されておらず実効性には大きな疑問ある。特に、メダカ（県・絶滅危惧ⅠA類）、ホタル類、カエル類を近隣のビオトープに移殖する計画が予定されているが、方法、期間、予算措置、移殖を裏付ける科学的根拠等は全く記されていない。

また、現状では生き物の「移設」（事業者が用いる言葉であるがこの言

葉ひとつ見ても生物をモノまたは設備のようにとらえており理解の不十分さがうかがえる) 完了以前に残土処分場の建設が着工される計画であり、保全的導入の理念が見られず、これらの環境保全対策が適切に実施されない可能性が高い。

事業実施区域約 25ha に対し、事業実施区域内の生物の移殖・移植先とされる海岸に近い「蟹田沢ビオトープ」は約 3ha で、量的にも質的にも明らかに不十分で、かつ、西海岸線道路の建設予定地に隣接しており、代替地としてあまりにも不適であると考えられる。広大なガマーハンゲショウ群落、および安定的な湧水を有する湿地帯が北川の特徴であり、メダカやホタルの「移設」だけで代償されるものではないし、そのメダカやホタルにしても遺伝子の多様性やその頻度を考慮した保全的導入でなければ、保全生物学的に欠陥と言わざるを得ない。

エ また、環境保全対策の内容に科学的根拠がなく、実効性に欠ける。植物を例に挙げると、本評価書では、クロムヨウラン (県・絶滅危惧Ⅱ類)、ナギラン (国・絶滅危惧Ⅱ類、県・絶滅危惧ⅠA類)、エビネ (国・絶滅危惧Ⅱ類、県・絶滅危惧Ⅱ類)、マヤラン (国・絶滅危惧ⅠB類) が「注目すべき種」として認められている。しかし、全く大雑把に代替生育地の創出、保全対象の移植を行うとされており、具体的方策すなわち移植やビオトープ創出のための環境整備が説明されておらず、その実効性はなほだ疑わしい。特に、クロムヨウランなどの腐生ランの移植については、生育地 (移植先) の調査なしでの移植は無謀の一語に尽きる。

カワモズク属の一種 (同定中、チャイロカワモズクであれば国・準絶滅危惧種、カワモズクであれば国・絶滅危惧Ⅱ類)、キンラン (国・絶滅危惧Ⅱ類、県・絶滅危惧Ⅱ類)、は明らかに「注目すべき種」である。キンランは、本調査の精度の甘さから生じた未確認の種と理解できても、カワモズク属の一種のような重要な種についての記載が漏れていたことは重大

であり、調査の再計画が必要であるといわざるを得ない。動物についても同様である。

オ 加えて、2008年10月に公開された「環境影響予測評価書案の意見書に対する見解書」において意見書と見解書の内容が対応しておらず、相手方京浜急行からの適切な見解が得られていないため、見解書には不備がある。

例えば、「絶滅危惧度の高いゴミムシ類の調査など、絶滅危惧種が記録されるのを意図的に避けるような調査手法が取られている」という指摘に対して見解書では「適切な調査である」とのみ回答したり、調査の不備を指摘した意見に対し、評価書案での記述をそのまま再度記載するなどしており、多数の齟齬が生じている。

4 本件対象地の価値と相手方に対する提案

(1) 本件対象地が有する価値

ア 前述のとおり、本件対象地は、三浦半島に残された神奈川県最大規模の湿地であり、環境省レッドリストや神奈川県レッドリストに挙げられた希少種が驚くほど数多く生息している。しかも、これまで本件対象地は、研究者の間でもその実態が知られておらず、十分な調査は行われてこなかった。この意味でも、本件対象地は、「奇跡の谷戸」であって、今後の調査により、新たに希少な種が発見される可能性は極めて高い。たとえば、本件対象地は、調べてみればどんな珠玉が出て来るか分からない「自然の宝箱」とさえ、評することができるであろう。

イ 本件対象地の価値は、金銭的には表現できないものである。少なくとも言えることは、砂漠の中に本件対象地の多様で複雑な生態系を人為的に再現しようとしたら、恐らく数百億円とも数千億円とも想像のつかないような規模の資金と長い時間を要するであろうし、仮に人為的に再現できたとしても、所詮、模造品の域を決して出ることはない。本件対象

地にあるものは、わが国の豊かで繊細な世界に冠たる自然である。本件対象地は地質学的には約 12 万 5000 年前の下末吉海進の時に水没し、その後陸地化した歴史をもっており、その長い歳月をかけて作り出されたものであって、決して容易に人為的に復元できるものではない。結局、本件対象地は一旦埋められてしまえば、永遠にその命を失うことになるのは明らかである。

ウ 今日、地球温暖化を象徴とする環境問題は、今や全世界共通の課題であって、いかにして持続可能な社会を形成していくかが多くの国の国家指標となりつつある。こうした時代の潮流は、昨年アメリカのサブプライムローン問題に端を発した世界大金融恐慌により拍車がかかり、わが国においても、大量消費・大量廃棄型の社会構造に疑問が呈され、急速に人々の人生観や価値観に多くの変化をもたらしている。一旦失ってしまえば取り戻しのできない自然環境の価値に多くの人々が気づきはじめている。

エ 本件対象地は、県内に最後に残った最大規模の自然の低地性湿地である。そこには、県内では絶滅したか、絶滅が危惧される希少な種が今でも多数生息している。また、本件対象地は、そこに生息する生物だけでなく、自然界の食物連鎖などを通じて、三浦半島やそれを越える地域にも、広く生き物のマザーポイントとなっている可能性が十分にある。従って、もし仮に本件対象地が、残土の処分場として埋め立てられて消失した場合、隣接する小網代の森をはじめ、周辺の生態系にどれだけの影響が及ぶか計り知れない。

(2) 相手方京浜急行に対する提案

ア 本件事業の見直しの必要性について

(ア) 相手方京浜急行の本件事業は、基本的には、前記平成7年の土地利用計画に依拠するものであって、事業の基本的な発想としては、大量

消費・大量廃棄型の社会構造を脱却するものではない。しかし、こうした社会構造には前述のとおり、多くの疑問が呈され、現代社会は、環境配慮型の社会構造へ大きく転換しようとしている。こうした人々の価値観や社会構造の変化は、企業のあり方にも大きく影響し、企業の社会的責任（CSR）における環境配慮は、企業が健全に運営され、成長していくためには避けて通ることのできない課題となっている。

(イ) そうした最中、本件において、相手方京浜急行は、大量消費・大量廃棄型の従前の価値観と社会構造のもとで立案された本件事業を果たしてそのまま実施していくことが、自身の利益に本当に繋がっていくことなのであろうか。相手方京浜急行は、地域に密着する独占的な公共交通機関であり、地域の将来の発展や方向性について、極めて多大な影響力を有する企業であり、CSR に対して、他の営利企業に比して、より一層敏感でなければならないはずである。また、敏感であることが、今後、企業体として生き残っていく不可欠の要素である。

(ウ) かかる観点からすれば、本件対象地が三浦半島全域にかかわる希少な生態系を育む類まれな貴重なエリアであることを十分認識することもなく、それを単なる残土処分場として消失させてしまうなどということは、到底あってはならないことである。むしろ、本件対象地の実態を十分に認識したうえで、自然環境に十分な配慮をしつつ事業を考えていくことが、企業の社会的責任（CSR）を果たしていくうえでも、また、ひいては企業としての長期的かつ合理的な営利追求の観点からも、あるべき姿ではなかろうか。

(エ) もし、相手方京浜急行が、このような姿勢をまったく取ることなく、本件対象地を単なる残土処分場として潰してしまうとすれば、自然環境こそが特性ともいべき三浦半島の極めて希少な社会的資源そのものを潰してしまうことなり、ひいては自らの寄って立つ営業的基盤を

毀損することに他ならないのであって、後世において、「奇跡の谷戸」を潰して得ようとしたものは一体何だったのかと、地域からも株主からも厳しく問われることになるであろう。

イ 本件対象地の保全と利用について

(ア) 本件対象地の湿地は、前述のとおり、まったく人の手による管理を得ることなく、年間を通じて安定した湿地環境を維持し、極めて希少な生き物を含む多様な生き物を育てている。本件対象地は、それ自体が「自然の宝箱」とも評すべき、人の手によっては作りえない類まれな自然公園である。ここには、太古の昔からの三浦の自然と生態系が奇跡的に残っている。しかも、この自然公園は大きな維持費がかからない。必要なことは、むしろ人の手が入らないようにこの地を自然の状態に守ってやるという、例えば斜面林の里山的管理などの、最小限の作業だけである。

(イ) 環境配慮型の社会構造への転換にともない、環境教育の重要性が各方面で叫ばれており、ことに自然体験型の自然科学教育はそうした環境教育の中でも極めて必要な地位を占める。しかしながら、前世紀後半から今世紀にかけて、身近な自然はいつのまにかどどん姿を消して、かつて普通に見られた動物、植物が今ではめったに見つけることができなくなった。ことに首都圏とその近郊においては、地域固有の生態系を自然の状態で観察できる場所は極めて稀になってきている。そうした昨今の危機的状況に鑑みれば、本件対象地を自然公園として残すことは、相手方京浜急行にとって、極めて社会貢献性の高い教育関連事業への足がかりを残すことになる。

たとえば、環境先進国のスウェーデンにおいては、初等教育に体験型の自然科学教育を取り込むことが非常に重視されて、「移動式自然学校」というような取組みが行なわれ、大きな成果を上げている。これは、エ

エコバスで学校ごとに小学生を乗せて自然観察ができる場所まで移動し、バスの中でこれから体験する自然についての授業を行い、目的地につくと体験型の自然観察をするというものである。こうした取組みなどは、今後、相手方京浜急行が本件対象地を自然公園として保全しながら企業体として活用していくうえでの大きなヒントを秘めている。

(ウ) また、相手方京浜急行は、本件対象地を保全すること自体で、周辺地域の付加価値を高めることができる。本件対象地の希少性とその価値は今まで世に知られてこなかったが、その価値が世に知られ、相手方京浜急行がこれを自然公園として保全することで、豊かな自然を地域的特殊性とする三浦半島の魅力がより一層増すからである。ことに、希少な野鳥が数多く飛翔するなどの本件対象地の良好な自然環境は、自然や健康維持に強い関心を示す層が増加傾向にある昨今において、生物多様性を育む豊かな自然を柱とするあらたな地域活性化と、それに向けての企業戦略構築に大きく貢献するであろうことは想像に難くない。

(3) 相手方三浦市に対する提案

ア これまで縷々述べてきたとおり、本件対象地は、県内に残された最大規模の湿地であり、「奇跡の谷戸」である。一部の市民は、希少な湿地環境であるが故に「ミニ尾瀬」の愛称を用いるほどである。本件対象地は私有地ではあるが、本件対象地とそこに育まれている豊かで多様な生態系は地域の宝でもある。相手方三浦市は、豊かな自然を地域的特性とする三浦半島の魅力を十分に活用してこそ地域の活性化が図られるということを、正しく認識すべきである。

イ かかる観点からすれば、相手方三浦市は、本件対象地について、独自に詳細な生態系調査を実施するとともに、地権者である相手方京浜急行も十分納得できるようなしかなるべき保全の措置を検討すべきである。ま

た、仮に、相手方京浜急行が本件事業を見直して保全を前提とする本件対象地の利用・活用を検討する場合には、最大限の協力を惜しむべきではない。

(4) 相手方神奈川県に対する提案

ア 本件対象地は、三浦半島に最後に残された神奈川県最大規模の湿地であり、環境省レッドリストや神奈川県レッドリストに挙げられた希少種が数多く生息する。この地が消失するということは、この地に生息する希少な生き物が消失するにとどまらず、三浦半島全域、否、場合によってはさらに広域の生態系に深刻な影響を与える危険性さえある。ただでさえ、神奈川県の水辺の自然環境は、全国的にも保全レベルが最低水準と言われており、最後に残されたこの「奇跡の谷戸」を保全することは、県民に対する責務とさえ言ってよい。

イ 相手方神奈川県は、本件対象地について、独自に詳細な生態系調査を実施するとともに、地権者である相手方京浜急行も十分納得できるようなしかなるべき保全の措置を検討すべきである。また、仮に、相手方京浜急行が本件事業を見直して保全を前提とする本件対象地の利用・活用を検討する場合には、最大限の協力を惜しむべきではない。

(5) 相手方国に対する提案

ア 本件対象地には、環境省レッドリストや神奈川県レッドリストに挙げられた希少種が数多く生息するだけでなく、本件対象地の周辺域で、申立人天白牧夫のグループが、種の保存法の国内希少野生動植物種の指定鳥類であるオオセッカを確認しており、こうした希少な生き物も、本件対象地に何らかの依存をして生息している可能性が高い。いずれにしても、本件対象地の生態系については、あまりにも今日まで世に知られてこなかったため、十分な調査が行われておらず、今後の調査によっては、さらに驚くような生き物が発見される可能性を十分に秘めている。

イ 以上の次第であるので、相手方国は、本件対象地について、至急、詳細な生態系調査を実施し、しかるべき保全の措置を講ぜられたい。

附 属 書 類

1	調停委任状	1 6 通
2	資格証明（京浜急行商業登記簿謄本）	1 通